



第33回 理事会議事録

日 時 : 令和3年3月17日(水)

13時25分から15時10分まで

場 所 : 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団



公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 第33回理事会議事録

日時 令和3年3月17日(水)
13時25分から15時10分まで
場所 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団会議室

【理事の現在数】 9名

【出席者】

理事 細川 倫史 石羽根 恵子 小友 善衛 佐々木 賢治 清水 茂幸
鈴木 清也 鈴木 祐子 千葉 秀樹 宮 昌隆

監事 猿ヶ澤 顕洋 水本 紘一

【報告事項】

代表理事の職務執行状況について

【審議事項】

- 議案第1号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について
議案第2号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について
議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団組織規程の一部を改正する規程について
議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事務決裁規程の一部を改正する規程について
議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団文書取扱規程の一部を改正する規程について
議案第6号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団就業規程の一部を改正する規程について
議案第7号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団地域職員就業規程の制定について
議案第8号 県出資等法人の中期経営計画書(令和元年度～令和4年度)の一部修正について
議案第9号 第21回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員会の開催について

【議事の経過】

- | | |
|------------|------------------|
| 1 開会 | |
| 2 出席理事数の報告 | 出席理事数 理事9名中 出席9名 |
| 3 理事長あいさつ | |
| 4 議事 | |
| (1) 報告事項 | 代表理事の職務執行状況について |

細川理事長

(報告事項)

- ・ 評議員会で承認された事業計画及び事業予算の執行、実施に関する業務権限について
- ・ 規程等の運用・実施に関する業務権限について
- ・ 職員の人事及び組織管理に関する業務権限について
- ・ 財産の管理に関する業務権限について
- ・ 災害等危機管理の実行に関する業務権限について

質 疑

なし

(2) 審議事項

議案第1号～第2号

議案第1号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事業計画について

議案第2号 令和3年度公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団収支予算について

質 疑

鈴木清也理事

新しいことなのでイメージが湧かないのだが、野外活動センターの運営が研修だと言っているような雰囲気があるが、そうすると管理的な部分とかはどうなるのか全体像が見えないので教えていただきたい。

宮事務局長

実際の組織を見ますと所長、次長、スタッフ2名が県の職員で、現地にはその方々が管理部門としております。私どもの方では事務スタッフ1名と指導員1名、派遣教員の指導員6名で事業団職員8名が研修班としてすることになります。現地には事業団の所長がいないので総務企画課長の下に8名の職員がいることになります。現地では研修班長の指導のもとに現地の組織をまわす仕組みを考えております。

小友総務企画課長

現行の青少年の家では、いわゆる指定管理の業務を行う総務班、宿泊研修を受け入れる若しくは受託の事業を行う研修班の2つのチームがありまして、研修班は県から派遣をいただいた学校の先生が中心になって研修業務をやるというのが青少年の家のスタイルでございます。今回の野外活動センターは建物の管理、料金の徴収とかは管理部門ということで当面県の職員が行うことになっております。研修の方は青少年の家と同じように県から派遣された先生方が行うのですが、ただ研修についても若干の事務作業があるのでここは事業団が委託を受けて事務スタッフを1人置いて行うというようなスキームでやります。なぜそういうふうなことになるかという、高田野活が10年前に震災で被災して今度新たに野活ができるということで、管理部門でどの程度の経費がかかるのかとか管理に係る業務があるかというのが分からないので、最初から指定管理に出すことは難しいということで県が何年かやってみて、その後指

定管理に出すのであれば出す、または直営でやるのであれば直営でやる
というような判断をしていくのだらうと思います。

鈴木清也理事

この事業計画である例えば開所式とかそういうのはどちらかという
県の方がメインとなっているのか。

小友総務企画課長

今回の野活の事業計画は、生文課の方で全ての来年度の事業を計画し
てこの事業をやってくれということで事業団が受けるという形になって
います。ただ派遣される先生の中に生文課にいらした先生が2人いて自
分達で実際に計画を立てた方が事業団の方に派遣されてこの事業を実施
するというのが実際の流れとなっています。

細川理事長

30ページ、31ページの計画事業の表の中で、県の教育委員会が直接や
るのは何番目あたりか。あと事業団の方で行うのは何番目あたりか。

小友総務企画課長

基本的には全部、事業団が委託を受けてやることになります。

宮事務局長

4番の開所式だけは共同でやるというふうなイメージになるかと思
います。

細川理事長

1番目の復興関連施設見学ツアーというのは、これは事業団がやるの
か

小友総務企画課長

そうです。実際に野活の一つのテーマとして被災地教育というか、高
田にある伝承館とかを回って研修するというプログラムがありますので、
そのプログラムの実施にあたってこういうコースでこういう事業を
やりますというような指導者向けの事業もやるということです。

清水茂幸理事

令和3年度の利用率や収支に関して言うと、その点まだコロナの方の
が収束していない、完全収束というのはたぶんないのだと思うのだが、
平常どおり達成ができる状況ではまだないのかなと思う。いろいろな数
値の見込というのはその辺を予測をして立てられたものなのか、或いは
そうではなくて平常時ということで立てられたものなのかを教えていた
だきたいということと、もう一点令和2年の利用実績をみると当たり前
ですけどどこも非常に人数が少なくなって収益が少ないにも関わらず県
民ゴルフ場が非常に好調だと、これは何か非常に上手くゴルフコンペが
入ったとか、たまたまなのか、こういうふうな形で上手くPRができて
上手く利用促進できたのか、その辺のあたりを教えていただければと思
います。

宮事務局長

いまお示ししている計画数値につきましては、実際に指定管理の申請
のときに掲げたものを出しており来年度どうなるのかということを見込

んだ数値ではありません。ゴルフ場の話でございますけれども、実は4月の末からゴールデンウィークまでは一番の掻き入れどきにもかかわらず全国的な緊急事態宣言があってゴルフ場も閉鎖しましたが、通年では台風とか天候が荒れたこともなく外のスポーツで密になりづらいということで、思いのほか落ち込みは少なかったようです。

小友総務企画課長

計画数値の方は局長からお話したとおり、当初の指定管理をやるときの5年間なりの計画数値をそのまま持ってきたものです。具体的にどの程度の制限をかけるかというのは非常に判断が難しいところでございまして、一方で、使いたいという気持ちは結構利用者さんにありまして個人利用とかは全然落ちていません。大会は2年度は結構自粛はありましたが3年度分は利用調整会議とかで大会希望をとりますと全然落ちていないという状況もありまして計画数値はいじっていません。それから県民ゴルフ場も局長がお話したとおりで、屋外スポーツで特に密にならない少人数のものについては基本的にかなり需要があるということだと思います。運動公園でもテニスコートとか陸上競技場の個人利用も結構需要があって落ち込んでいないので、そこらへんから考えるとゴルフ場は逆に天気に恵まれたのではないかと言えます。

清水茂幸理事

今のお話を聞くと非常に利用者の方が賢明というか、外のスポーツであればきちっと本人が感染対策をしていればスポーツを楽しめるのだということを多くの方が感じながら利用していただいて、我々としても有難いと思いますので是非3年度もそういった形でご尽力いただければと思います。

鈴木裕子理事

ある報道番組で、スポーツで影響を受けなかったというのがテニスとゴルフだと言っていた。今まであまりテニスとかゴルフをやらなかった人達が、コロナの中で密にならないでやれるからやるという人が増えてきたと言っていました。県民ゴルフ場もそこらへんを逆手にとって若者世代にアピールすればいいのではないかと清水理事さんの話を聞いて思いました。

水本鉦一監事

ゴルフ場は高齢者がすごく増えました。青少年とかはほとんどいませんが女性と我々のような高齢者がすごく参加しています。料金が安いので一通り回れるし半分位の予算でゆっくりできるので昨年あたりは増えました。コンペとかもをいっぱいやってくれる。高齢者の方々が参加しているのでいいと思いました。

鈴木清也理事

31ページの計画数値のこの利用者見込はどのように積算したのか教えていただきたい。

小友総務企画課長

県が旧高田野活時代の利用者数から児童生徒数の減少を見込んで積算

をしたもののようです。当然、野活は気仙地区の大船渡、陸高、住田辺りを中心に事業展開をするということでその辺の減り具合をみて数値を立てたようです。初年度はフルではなくて7月オープンということでその分少しは圧縮したということです。うちの青少年の家、特に県南と陸中海岸は影響を受けると見込み2万人台の数値を出していますが、結構レベルが高いと思っています。オープン初年度なので結構感心が高く来る人も多いと思われませんが、うちではじいた数字ではないものです。

鈴木裕子理事

3ページの重点施策とかそれぞれの施設の重点のところにも全部に新型コロナウイルス感染に係わる文言が施設の重点の一番のところに入っているの、基本方針のところの最初のところの県内人口の減少、少子高齢化の進展の後とかに新型コロナについてのことを入れておいてから重点に出した方がいいのではないのでしょうか。工夫して上手な書き方をしていただければと思います。

宮事務局長

安全安心のために大切なことですので、ちょっと工夫させていただきたいと思います。文言は理事長と相談させていただきたいと思います。

細川理事長

只今の鈴木理事からの基本方針については、事務局で検討することとしたいと思います。

採 決

議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり承認することに決定された。

議案第3号～第5号

議案第3号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団組織規程の一部を改正する規程について

議案第4号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団事務決裁規程の一部を改正する規程について

議案第5号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団文書取扱規程の一部を改正する規程について

質 疑

なし

採 決

議案第3号、議案第4号及び議案第5号については、原案どおり決定された。

議案第6号～第7号

議案第6号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団就業規程の一部を改正する規程について

議案第7号 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団地域職員就業規程の制定について

質 疑

鈴木清也理事 この地域職員は何種類もあるようだが基本ベースでいくと何時間勤務で、何から選ぶのか。

小友総務企画課長 まず正規職員は7時間45分勤務になっております、現行の期限付きでフルに働く人は7時間45分です。県の会計年度職員は1日当たり6時間以下、週30時間、それだとうちの施設は小さいところだと4人体制なので回らずのりしろがないため、1日7時間で5日、35時間勤務を基本とするということで予定しております。それより短い窓口の職員、従来の非常勤職員にはそれより短い勤務時間も当然あります。多くの任期のある方々は35時間勤務で予定しております。

鈴木清也理事 56ページの第14条の読み方を教えて欲しい。いわゆる例えば今年度4月1日に採用した場合、6月1日に6か月に満たない者、これは1年雇用した人はもう6か月を満たしているということか。

小友総務企画課長 そのとおりです。支給対象職員になるということです。

鈴木清也理事 6か月よりも短い人もいて、そういう短い人には出さないということか。

小友総務企画課長 そうです。県庁の場合ですと完全に身分を切り替えて、令和2年4月1日に従来の臨時職員から会計年度職員に切り替わって、4月1日に1年間の発令をした場合に6月1日に期末手当の対象にはなるが働いた在職期間が2か月しかないということで期間率が低くなる。当事業団の場合はそういう運用ではなくて考えています。

鈴木清也理事 連続していたことにするのか。

小友総務企画課長 今年の6月1日に、切れないで在職していればフルに出すということです。

鈴木清也理事 県の場合は一旦身分を切り替えているので減額しているのだけれど、こちらではそうしないということか。そこまで優遇する必要があるのか。遡ってボーナスを認めるということになるのか。最初の支給だけ、初年度だけの問題なのではないか。

小友総務企画課長 事業団の場合に、どうしても正規職員と実質同じ業務をしていることがあります。また、雇用継続が基本ということに着目して年収で制度改正前を下まわること避けたいと考えています。

鈴木清也理事 経営上の判断があることも分かるのでおまかせする。

採 決

議案第8号

質 疑

採 決

議案第9号

質 疑

採 決

5 その他

事務局

6 閉 会

議案第6号については、原案どおり決定された。

議案第7号については、第14条（地域職員の期末手当）の運用を事務局で検討の上、理事長に一任することとし、それ以外は原案どおり決定された。

議案第8号 県出資等法人の中期経営計画書（令和元年度～令和4年度）の一部修正について

なし

議案第8号については、原案どおり決定された。

議案第9号 第21回公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団評議員の開催について

なし

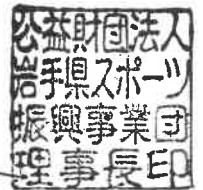
議案第9号については、原案どおり決定された。

上記記載に相違ないことを認める。

令和 3 年 3 月 29 日

理 事 長

細川倫史



監 事

猿ヶ澤 顕洋



監 事

水 平 純 一





1887

